

広島高速 4 号線延伸事業
(都市計画道路広島西風新都線)
計画段階環境配慮書

要約書

令和 6 年（2024 年）12 月

広島市

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び数値地図（国土基本情報）オンラインを加工し、作成したものです。また、地図の作成に当たっては、国土地理院発行の基盤地図情報を使用しています。

なお、承諾を得ず、本書の複製、転用、販売、貸与及び他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

目 次

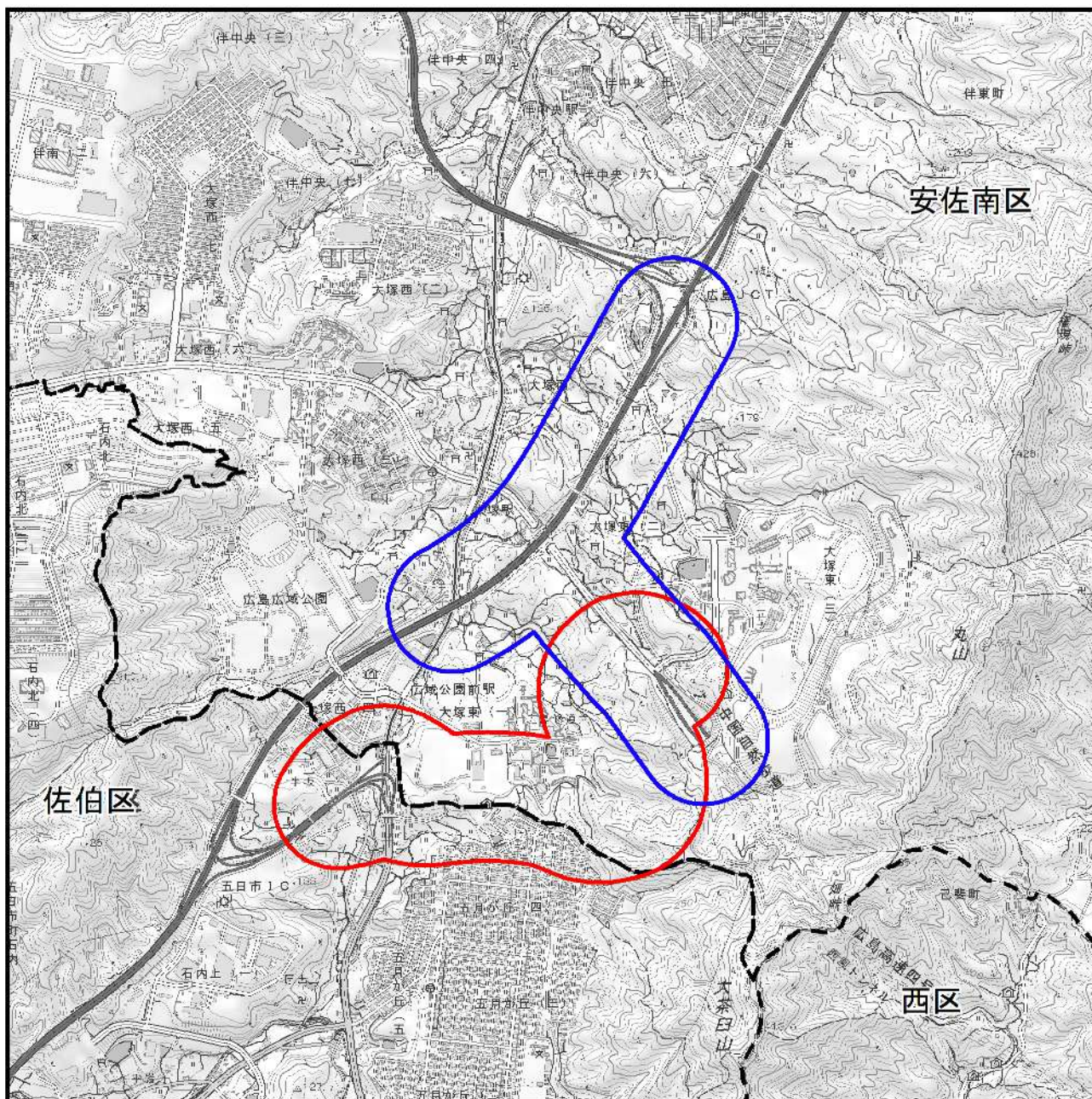
第1章 都市計画第一種道路事業の名称及びこの事業に係る都市計画決定権者	(1)
第2章 都市計画第一種道路事業の目的及び内容	(1)
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	(3)
3.1 自然的状況	(3)
3.2 社会的状況	(5)
第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果	(8)
4.1 計画段階配慮事項の選定	(9)
4.2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法の選定	(10)
4.3 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	(11)
第5章 計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地	(11)

第1章 都市計画第一種道路事業の名称及びこの事業に係る都市計画決定権者

項目		内容
都市計画第一種道路事業の名称		指定都市高速道路 広島高速 4 号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）
都市計画決定権者	名称	広島市
	代表者の名称	広島市長 松井 一實
	住所	〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

第2章 都市計画第一種道路事業の目的及び内容

項目	内容
事業の目的	広島高速 4 号線（都市計画道路広島西風新都線）は、広島市の都心と「ひろしま西風新都」の都市づくりが進む北西部を結ぶ指定都市高速道路である。現在、西区「中広」から安佐南区「沼田」までの区間が供用しているが、山陽自動車道とは接続しておらず、乗り継ぐためには、一旦、一般道路を経由する必要がある。 このため、広島高速 4 号線を延伸して山陽自動車道と接続させることで、高速自動車道路網のミッシングリンクを解消し、本市が進める「200 万人広島都市圏構想※」の実現に向けて、圏域内の交流・連携を一層強化するための基盤となる広域幹線道路ネットワークの充実・強化を図るものである。また、乗り継ぎのために「ひろしま西風新都内」の一般道路を通過していた交通が計画道路に転換され、一般道路の混雑緩和が期待できる。 なお、本事業は、環境影響評価法施行令別表第一の一の項のハに該当する 4 車線以上の指定都市高速道路の新設事業であり、さらに都市施設として都市計画に定められる事業であることから、環境影響評価法における都市計画第一種道路事業に該当するものである。
事業の経緯	広島高速 4 号線の中広・沼田間（広島西風新都線）は、平成 7 年に都市計画決定され、平成 13 年に供用している。 山陽自動車道までの延伸区間については、当時計画されていた「都市センター地区土地区画整理事業」を経由しない五日市 IC への接続として、平成 8 年に山陽自動車道の整備計画に位置付けられ、関係機関等との調整が進められた。 そのような中、平成 16 年に全市的な公共事業の見直しが行われ、「都市センター地区土地区画整理事業」が中止となったことから、これを受け山陽自動車道へ最短距離で接続する「直結ルート案」の検討を開始した。
事業の種類	指定都市高速道路の新設
事業実施想定区域の位置	起点：広島県広島市、終点：広島県広島市
事業の規模	ルート案①の総延長：約 1.0km ルート案②の総延長：約 2.4km
道路車線の数	4 車線
道路の設計速度	60km/h
複数案の設定	ルート案①：既存の道路空間を活用し山陽自動車道に最短距離で接続するルート ルート案②：広島修道大学の南側を通り山陽自動車道の五日市 IC に接続するルート



凡例

■ 事業実施想定区域(ルート案①)

■ 事業実施想定区域(ルート案②)

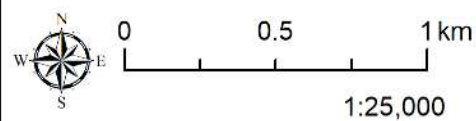


図1 事業実施想定区域位置図

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲の対象地域：広島県広島市安佐南区及び佐伯区

・自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	1. 気象 広島地域気象観測所における気象観測結果（平年値）は、年間の平均気温は 16.5℃、平均風速は 3.6m/s、最多風向は北北東、年日照時間は 2,033.1 時間、年降水量は 1572.2mm となっている。
	2. 大気質 令和 3 年度（2021 年度）は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及びダイオキシン類は環境基準を達成していたが、光化学オキシダントは環境基準未達成であった。また、過去 5 年間での大気質調査結果の経年変化をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は、各年において環境基準を達成していたが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は、環境基準を未達成である年があった。 令和 3 年度（2021 年度）の広島市における大気汚染に係る苦情件数は、32 件であった。
	3. 騒音 事業実施想定区域及びその周囲において、国又は自治体等が実施した環境騒音に係る調査結果は公表されていない。 事業実施想定区域及びその周囲では道路交通騒音の常時監視が実施されている。このうち、環境基準を超過している測定地点は、番号 4 広島湯来線（昼間 73dB・夜間 69dB）、番号 6 広島湯来線（昼間 73dB・夜間 67dB）、番号 8 原田五日市線（昼間 72dB・夜間 65dB）、番号 14 広島豊平線（昼間 69dB・夜間 67dB）、番号 15 国道 183 号（昼間 72dB・夜間 68dB）の 5 地点であった。 事業実施想定区域及びその周囲では、新幹線鉄道騒音調査（広島市佐伯区利松二丁目）が実施されている。新幹線鉄道の軌道中心線から 12.5m の地点では 74dB、25m の地点では 72dB、50m の地点では 68dB、100m の地点では 63dB であった。 事業実施想定区域及びその周囲において、国又は自治体等が実施した航空機騒音に係る調査結果は公表されていない。 令和 3 年度（2021 年度）の広島市における騒音に係る苦情件数は、134 件であった。
	4. 振動 事業実施想定区域及びその周囲では道路交通振動の常時監視が実施されている。すべての地点で、規制基準を満たしていた。 事業実施想定区域及びその周囲では、新幹線鉄道振動調査（広島市佐伯区利松二丁目）が実施されている。新幹線鉄道の軌道中心線から 25m の地点では 51dB、50m の地点では 49dB であった。 令和 3 年度（2021 年度）の広島市における振動に係る苦情件数は、13 件であった。
	5. その他 事業実施想定区域及びその周囲では、国又は自治体等が実施した低周波音に係る調査結果は公表されていない。
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	1. 水象 事業実施想定区域及びその周囲における主な河川として、一級河川太田川水系の前原川、西の谷川、大塚川、大塚川支川が存在する。南側には二級河川八幡川水系の石内川、半坂川が存在する。なお、事業実施想定区域及びその周囲に湖沼及び海域は存在しない。
	2. 水質 事業実施想定区域及びその周囲では、八幡川上下流 4 箇所、石内川 3 箇所、梶毛川 1 箇所、吉山川 1 箇所、古川下流 1 箇所、安川 4 箇所、奥畑川 1 箇所及び大塚川 1 箇所の計 16 箇所で公共用水域の水質測定が実施されている。水質測定結果をみると、生活環境項目については、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量及び大腸菌群数が環境基準値を超過する時期があった。また、栄養塩類については、いずれの検出量も極めて微量であった。 なお、事業実施想定区域及びその周囲において、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、公共用水域水質のダイオキシン類濃度測定地点は古川大正橋、太田川安芸大橋及び八幡川泉橋で実施されている。検出量は極めて微量であり、環境基準を満足していた。
	3. 水底の底質 事業実施想定区域及びその周囲では、底質調査は行われていない。なお、公共用水域における底質のダイオキシン類調査地点は古川大正橋、太田川安芸大橋及び八幡川泉橋で実施されている。検出量は極めて微量であり、環境基準を満足していた。
	4. 地下水 事業実施想定区域及びその周囲では、概況調査として平成 29 年度（2018 年度）～令和 3 年度（2022 年度）にかけて、安佐南区 9 箇所及び佐伯区 4 箇所の計 13 箇所で地下水調査が行われている。また、継続監視調査として安佐南区の 1 箇所で毎年調査が行われている。水質測定結果をみると、いずれの検出量も極めて微量であり、環境基準を満足していた。 また、事業実施想定区域及びその周囲では、ダイオキシン類濃度測定地点が 4 箇所測定されている。検出量は極めて微量であり、環境基準を満足していた。
	5. その他 令和 3 年度（2021 年度）の広島市における水質汚濁に係る苦情件数は、66 件であった。

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
土壌及び地盤の状況	1. 土壌 事業実施想定区域及びその周囲の土壌は、粗粒残積性未熟土壌、粗粒灰色低地土壌、褐色低地土壌が広く分布している。 事業実施想定区域及びその周囲において、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」並びに「形質変更時要届出区域」の指定区域はない。 事業実施想定区域及びその周囲において、ダイオキシン類対策特別措置法による一般環境土壌の測定が安佐南区で10箇所、佐伯区で4箇所行われている。検出量は極めて微量であり、環境基準を満足していた。 令和3年度（2021年度）の広島市における土壌汚染に係る苦情件数は、0件であった。 2. 地盤 事業実施想定区域及びその周囲において地盤沈下の測定は実施されていない。また、事業実施想定区域及びその周囲において工業用水法や建築物用地下水採取規制法に係る区域は指定されていない。 令和3年度（2021年度）の広島市における地盤沈下に係る苦情件数は、0件であった。
地形及び地質の状況	1. 地形 事業実施想定区域及びその周囲の地形は、丘陵地地形による小起伏丘陵地、大起伏丘陵地及び低地地形による扇状地性低地、山地地形による小起伏山地、中起伏山地や山麓地Ⅱが広く分布する。 2. 地質 事業実施想定区域及びその周囲の地質は、火成岩の花崗岩質岩石や砂（がち）が広く分布する。 3. 重要な地形・地質 事業実施想定区域及びその周囲には、重要な地形・地質は存在しない。 4. 活断層 事業実施想定区域及びその周囲の活断層は、己斐ー広島西縁起震断層が分布する。
動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況	1. 動物 事業実施想定区域及びその周囲において、重要な動物として、哺乳類8種、鳥類59種、爬虫類3種、両生類7種、昆虫類36種、淡水魚類18種、底生動物6種が確認された。また、動物の注目すべき生息地として、コウモリ類ハイリスク種（オヒキコウモリ）及びクマタカの生息情報が得られた。 2. 植物 事業実施想定区域及びその周囲において、重要な植物として、56種が確認された。なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木は確認されなかった。事業実施想定区域及びその周囲の植生の状況は、山間部はコナラ群落（Ⅶ）及びアカマツ群落（Ⅶ）、丘陵部は竹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林が大部分を占める。平地は水田雑草群落及び市街地が大部分を占めており、緑の多い住宅地がパッチ上に分布している。 3. 生態系 事業実施想定区域及びその周囲において、重要な自然環境のまとまりの場として、保安林が分布する。
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	1. 景観 事業実施想定区域及びその周囲には、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき指定される「保存樹」が存在する。また、事業実施想定区域を眺望できる地点として、広島広域公園などが存在する。 2. 人と自然との触れ合いの活動の場 事業実施想定区域周辺における主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、広島広域公園、中国自然歩道及びひろしま森巡りコースが存在する。

・社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	1. 人口 令和4年（2022年）1月時点の広島市安佐南区の人口は244,457人、世帯数は107,453世帯、広島市佐伯区の人口は140,893人、世帯数は63,722世帯である。安佐南区における人口はほぼ横ばいで推移しており、佐伯区では増加傾向である。事業実施想定区域の一部に人口集中地区が重なっている。 2. 産業 事業実施想定区域及びその周囲の令和2年国勢調査結果における産業別就業者数は、安佐南区、佐伯区ともに第三次産業の占める割合が高い。事業実施想定区域及びその周囲の令和2年（2020年）の農業産出額は、耕種では、「野菜」が最も多く、畜産では、「鶏」及び「鶏卵」が多い。事業実施想定区域及びその周囲の令和2年（2020年）の所有形態別林野面積は、安佐南区、佐伯区ともに民有林が多い。事業実施想定区域及びその周囲の平成30年（2018年）の漁業種類別漁獲量は、「その他の刺し網」及び「その他の釣」が多い。事業実施想定区域及びその周囲の平成28年（2016年）の商業における年間販売額は、安佐南区は672,731百万円、佐伯区は259,915百万円である。事業実施想定区域及びその周囲の令和2年（2020年）の工業における製造品出荷額は、安佐南区は6,664,049万円、佐伯区は22,995,830万円である。
土地利用の状況	1. 土地利用 事業実施想定区域及びその周囲の令和3年（2021年）の地目別土地面積は、安佐南区、佐伯区ともに「山林」が最も多い。事業実施想定区域内は「森林」、「田」、「建物用地」が多く分布する。 2. 有害物質に係る土地利用 事業実施想定区域及びその周囲は、廃棄物埋立地及びその跡地等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により指定された指定区域は分布しない。
地歴の状況	1. 地歴 事業実施想定区域及びその周囲では、昭和60年代以降に山陽自動車道が整備され土地利用に大きな変化があった。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1. 河川及び湖沼の利用 事業実施想定区域及びその周囲には、一級河川である太田川水系の大塚川及び二級河川である八幡川水系の半坂川の最上流部が存在する。 事業実施想定区域及びその周囲における令和4年（2022年）3月末時点の水道の利用状況として、上水道1箇所、簡易水道1箇所、専用水道62箇所の利用がある。 事業実施想定区域及びその周囲における内水面漁業権は、指定されていない。 2. 地下水 事業実施想定区域及びその周囲における令和4年（2022年）3月末時点の地下水の利用状況として、深井戸で153 m³/日の利用がある。
交通の状況	1. 道路 事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路として、広島西風新都線（高速4号線）から山陽自動車道五日市ICまでに、市道の安佐南4区454号線や主要地方道の広島湯来線などが存在する。 2. 鉄道 事業実施想定区域の周囲では南北にアストラムラインが走行し、事業実施想定区域周辺に大塚駅及び広域公園前駅が存在する。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	1. 教育文化施設 事業実施想定区域及びその周囲の教育文化施設等の状況として、安佐南区、佐伯区ともに保育所が最も多い。 2. 保健医療施設 事業実施想定区域及びその周囲の保健医療施設等の状況として、安佐南区、佐伯区ともに一般診療所が最も多い。 3. 文化施設 事業実施想定区域及びその周囲の文化施設等の状況として、安佐南区、佐伯区ともにスポーツ関連施設が最も多い。 4. 環境の保全についての配慮が特に必要な施設 事業実施想定区域内には、医療機関が4箇所、福祉施設が6箇所、文化施設が1箇所存在する。 5. 住宅の配置 事業実施想定区域及びその周囲には、住居等が点在しており、佐伯区五月が丘では、集合住宅が存在する。 6. 将来の住宅地の面整備計画 事業実施想定区域及びその周囲において、「広島市市営住宅マネジメント計画～推進プラン編（平成28年（2018年）12月、広島市）」による団地等の更新計画はないが、民間事業として新たに「グリーンフォートみそら」を始めとした整備が進められている。
下水道の整備状況	1. 下水道 事業実施想定区域及びその周囲の令和4年（2022年）3月31日時点での下水道処理人口普及率は、広島市で95.8%である。

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
廃棄物の状況	1. 一般廃棄物 事業実施想定区域及びその周囲の令和2年度（2020年度）におけるごみ総排出量は357,105t、最終処分量は45,085tである。
	2. 産業廃棄物 広島市における平成30年度（2018年度）の発生量は約2,240千tである。事業実施想定区域を中心とした20kmの範囲には、一般廃棄物の中間処理施設及び最終処分場、産業廃棄物処理施設が存在する。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	1. 国土利用計画法に基づく都市計画区域 事業実施想定区域の大部分を市街化調整区域が占める。
	2. 公害防止計画 広島地域及び備後地域では、令和2年度末で公害防止計画期間が終了した。令和3年度以降については、両地域ともに公害が著しい状況ではないことから次期計画は策定されていない。
	3. 大気汚染防止法により定められた指定地域 事業実施想定区域及びその周囲は、大気汚染防止法に基づく指定地域に指定されていない。なお、本事業において、大気汚染防止法に規定する施設及び作業を想定していない。また、大気汚染防止法の改正に伴う石綿（アスベスト）飛散防止の対象となる建物等の解体は想定していない。
	4. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域 事業実施想定区域及びその周囲は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に該当しない。
	5. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路 事業実施想定区域及びその周囲の道路は、沿道整備道路に該当しない。
	6. 環境基本法により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況 事業実施想定区域の指定状況は、一部に「A」、「B」、「C」の類型が指定されており、主に住居専用地域はA類型及びB類型、商業、工業地域がC類型に該当する。
	7. 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度等 事業実施想定区域及びその周囲は、「第1種低層住居専用地域」及び「第2種低層住居専用地域」等が存在することから、騒音指定地域の第1種区域でありa区域に該当する。
	8. 土壌対策汚染法により指定された区域 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	9. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 事業実施想定区域及びその周囲は、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域に該当しない。
	10. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び広島県野生生物の種の保護に関する条例により指定された生息地等保護地区 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	11. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）により指定された湿地 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	12. 文化財保護法、広島県文化財保護条例及び広島市文化財保護条例により指定された文化財及び重要な文化的景観 事業実施想定区域及びその周囲は、重要有形文化財（市指定）の「木造阿弥陀如来半跏像」が存在する。また、既知の埋蔵文化財包蔵地として、事業実施想定区域内に、古墓や城跡が分布する。
	13. 自然公園法及び広島県立自然公園条例により指定された自然公園 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	14. 自然環境保全法及び広島県自然環境保全条例により指定された保全地域 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	15. 首都圏近郊緑地保全法により指定された近郊緑地保全地域 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	16. 瀬戸内海環境保全特別措置法により指定された自然海浜保全地区 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	17. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律により指定された近郊緑地保全区域 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	18. 都市緑地法により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	19. 都市緑地法に関する基本計画 事業実施想定区域及びその周囲が含まれる広島市では、都市緑地法に基づき、「広島市みどりの基本計画（2021-2030）～水・みどり・いのちの輝くまち ひろしまの実現～」を策定している。
	20. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により指定された鳥獣保護区等 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	21. 都市計画法により指定された風致地区 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	22. 景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形式に関する計画 景観行政団体である広島市については、「広島市景観計画」（令和4年1月4日、広島市）が策定されており、事業実施想定区域は、景観計画重点地域の「⑧西風新都地区」に該当する。

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	23. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画 広島市では策定されていない。
	24. 国有林及び民有林 事業実施想定区域及びその周囲には、国有林及び民有林が分布する。事業実施想定区域内は、地域森林計画対象民有林が分布している。
	25. 保安林 事業実施想定区域及びその周囲には、保安林が分布しており、その一部が事業実施想定区域内に存在する。
	26. 国土防災に係る指定区域 事業実施想定区域及びその周囲における国土防災に係る指定区域として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害危険箇所」、砂防法に基づく「砂防指定地」、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」が分布する。事業実施想定区域内には、土砂災害特別警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊）、土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊）、土砂災害危険箇所、砂防指定地が分布する。
	27. 大気汚染物質に関する環境基準 本事業において、大気汚染防止法に規定する施設及び作業に該当するものはない。
	28. 河川における生活環境の保全に関する環境基準 事業実施想定区域及びその周囲においては、安川が類型 B に指定されている。
	29. 大気汚染に関する規制基準 事業実施想定区域及びその周囲におけるいおう酸化物の排出基準（K 値）は 7.0 である。
	30. 振動に関する規制区域及び規制基準 事業実施想定区域及びその周囲は、「第 1 種区域」に該当する。
	31. 水質汚濁に関する規制基準 本事業は該当法並びに各条例に基づく規制対象事業に該当しない。
	32. 悪臭に関する規制基準 広島市の全域が臭気指数規制の地域に指定されている。
	33. 地盤沈下に関する規制基準 事業実施想定区域及びその周囲は、地下水採取の規制に関する指定地域は分布しない。

第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果

・計画段階配慮事項の選定

影響要因の区分 環境要素の区分			土地又は工作物の 存在及び供用		選定理由
			道路の 存在	自動車の 走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○	事業実施想定区域及びその周辺には、集落・市街地等が分布している。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。
		騒音		○	事業実施想定区域及びその周辺には、集落・市街地等が分布している。自動車の走行に伴い、騒音の影響が生じるおそれがあることから選定した。
		振動		○	事業実施想定区域及びその周辺には、集落・市街地等が分布している。自動車の走行に伴い、振動の影響が生じるおそれがあることから選定した。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		○		事業実施想定区域及びその周辺には、重要な種の生息地等が分布している。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。
	植物		○		事業実施想定区域及びその周辺には、重要な種の生育地等が分布している。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。
	生態系		○		事業実施想定区域及びその周辺には、生態系の保全上重要かつまとまって存在する自然環境が分布している。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観		○		事業実施想定区域及びその周辺には、景観資源や主要な眺望点等が分布している。道路の存在に伴い、景観への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。
	人と自然との触れ合いの活動の場		○		事業実施想定区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布している。道路の存在に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。

※計画段階配慮事項については、対象道路事業実施区域が決まる前の複数案の段階において、検討に必要な範囲内で調査・予測・評価を行うものであり、工事の実施による影響が想定される大気環境（悪臭）、水環境（水質、底質、地下水）、土壤環境（地形及び地質、地盤、土壌）、廃棄物、温室効果ガスについては、選定していない。今後の方法書以降の手続において、適切に調査・予測・評価を実施する。

・計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質	集落・市街地等の位置 ・集落・市街地 ^{注1)} ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設 ^{注2)} ・騒音、振動に係る環境基準の類型指定の状況 ^{注3)}	既存資料	集落・市街地等の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
自動車の走行による騒音				
自動車の走行による振動				
道路の存在による動物	重要な種の生息地等 ・重要な動物種 ^{注4)} ・注目すべき生息地 ^{注5)}	既存資料	重要な種の生息地等の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物種 ^{注6)}	既存資料	重要な種・群落の生育地等の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・重要な自然環境のまとまりの場（保安林 ^{注7)} ）	既存資料	生態系の保全上重要であってまとまって存在する自然環境の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・景観資源 ^{注8)} ・主要な眺望点 ^{注8)}	既存資料	景観資源及び主要な眺望点の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場 ^{注9)} の存在	既存資料	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

注1) 集落・市街地は、「建築物の外周線（令和3年度）」（令和5年（2023年）3月閲覧、基盤地図情報ダウンロードサービスHP）に基づき設定。

注2) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、「学校データ（令和3年）」、「医療機関データ（令和2年）」、「福祉施設データ（令和3年）」、「文化施設データ（平成25年度）」（令和5年（2023年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP）、「医療機関を探す」（令和5年（2023年）3月閲覧、救急医療NET HIROSHIMA HP <http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/>）に基づき設定。

注3) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況は、「用途地域データ（令和元年）」（令和5年（2023年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP）に基づき設定。また、振動規制法に係る道路交通振動の要請限度の区域の区分の状況は、「振動規制法（昭和51年）」（令和5年（2023年）3月閲覧）に基づき設定。

注4) 重要な動物種は、表3.1-25に示す選定基準に基づき設定。

注5) 注目すべき生息地は、表3.1-26に示す選定基準に基づき設定。

注6) 重要な植物種は、表3.1-35に示す選定基準に基づき設定。

注7) 保安林は、「森林地域データ（平成27年）」（令和5年（2023年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードデータサービス）に基づき設定。

注8) 景観資源及び主要な眺望点は、「広島市の美しい保存樹・保存樹林について」（令和5年（2023年）3月閲覧、広島市HP）、「あさみなみ散策マップ ～伴ルート/奥畑ルート～」（平成26年（2014年）2月改訂、広島市安佐南区役所 地域起こし推進課）、「あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～」（平成26年（2014年）2月改訂、広島市安佐南区役所 地域起こし推進課）、「あさみなみ散策マップ～高取・長楽寺ルート～」（平成27年（2015年）3月改訂、広島市安佐南区役所地域起こし推進課）、「沼田歴史散歩」（平成28年11月、沼田歴史散歩の会）、「広島広域公園エディオンスタジアム広島」（令和5年（2023年）3月閲覧、広島市）、「ひろしま森巡りコース（武田山～火山～丸山～大茶臼山）」（令和5年（2022年）3月閲覧、ひろしま森づくりコミュニティネットHP）、「全国観るなび」（令和5年（2022年）3月閲覧、公益社団法人 日本観光振興協会HP）に基づき設定。

注9) 人と自然との触れ合いの活動の場は、「あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～」（平成26年（2014年）2月改訂、広島市安佐南区役所 地域起こし推進課）、「広島県の自然歩道」（令和5年（2022年）3月閲覧、広島市HP）、「ひろしま森巡りコース（武田山～火山～丸山～大茶臼山）」（令和5年（2023年）3月閲覧、ひろしま森づくりコミュニティネット）に基づき設定。

・計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	ルート案① (山陽自動車道に最短距離で接続するルート)	ルート案② (山陽自動車道の五日市 IC に接続するルート)
大気質	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による大気質への影響が生じる可能性があると評価する。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による大気質への影響が生じる可能性があると評価する。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価する。	
騒音	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等や環境基準類型 A、B 及び C の指定地域が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による騒音への影響が生じる可能性があると評価する。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等や環境基準類型 A、B 及び C の指定地域が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による騒音への影響が生じる可能性があると評価する。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価する。	
振動	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。また、予測地域の一部が第 1 種区域及び第 2 種区域に該当する。 このため、これらの施設や住宅等では自動車の走行による振動の影響が生じる可能性があると評価する。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。また、予測地域の半分以上が第 1 種区域及び第 2 種区域に該当する。 このため、これらの施設や住宅等では自動車の走行による振動の影響が生じる可能性があると評価する。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価する。	
動物	予測地域内には、動物の注目すべき生息地が分布する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が発生する可能性があると評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、動物の生息環境に配慮したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内には、動物の注目すべき生息地が分布する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が発生する可能性があると評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、動物の生息環境に配慮したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。
	いずれのルート案も環境への影響が懸念されるが、今後の具体的なルートの位置や道路構造の検討により影響低減が可能であるため、各ルート案の影響は同程度であると評価する。	
植物	予測地域内において、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できなかった。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。	予測地域内において、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できなかった。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。
	いずれのルート案も環境への影響は小さいと評価する。	

※予測地域は事業実施想定区域とした。

計画段階 配慮事項	ルート案① (山陽自動車道に最短距離で接続するルート)	ルート案② (山陽自動車道の五日市 IC に接続するルート)
生態系	予測地域内には、重要な自然環境のままとりの場である保安林が僅かに存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があると評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内には、重要な自然環境のままとりの場は存在しない。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。
	ルート案①ではわずかに保安林が存在するが、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルート等を検討することにより、いずれのルート案も環境への影響は小さくなると評価する。	
景観	予測地域内には、主要な眺望点が存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があると評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、主要な眺望点をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内には、主要な眺望点や景観資源が存在しない。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。
	ルート案①では主要な眺望点が存在するが、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、主要な眺望点をできるだけ回避したルート等を検討することにより、いずれのルート案も環境への影響は小さくなると評価する。	
人と自然との触れ合いの活動の場	予測地域内に「中国自然歩道」が存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があると評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、人と自然との触れ合いの活動の場をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内に「中国自然歩道」が存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があると評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、人と自然との触れ合いの活動の場をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。
	いずれのルート案も環境への影響は同程度と評価する。	

※予測地域は事業実施想定区域とした。

第5章 計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

項目	内容
事業者の名称	復建調査設計株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 来山 尚義
住所	〒732-0052 広島県広島市東区光町二丁目 10-11

登 録 番 号	広L2—2024—81
名 称	広島高速4号線延伸事業(都市計画道路広島 西風新都線)計画段階環境配慮書 要約書
編集・発行者	道路交通局 道路部 道路計画課 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 (〒730-8586) TEL 082-504-2366
発 行 年 月	令和 6年 12月